

第12回全国和牛能力共進会 愛媛県出品資格要件規定

(資格要件)

第1条 資格要件は、第12回全国和牛能力共進会への参画を、本県の和牛改良の成果発表の場として捉え、和牛改良事業のさらなる向上と継続を図ることが可能な和牛改良組合のある地域とし、出品者は和牛改良組合員もしくは、和牛改良組合のある農協の畜産部会員とし、愛媛県出品推進委員会（以下「委員会」という。）が認めたものとする。

(出品区及び条件)

第2条 第2区（若雌の1・単品）

- 1 出品者は和牛改良組合員とする。
- 2 出品牛の産肉能力は、「育種価資格本原」を有する登記牛、または本原登録牛であることを条件とする。ただし、これ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。
- 3 出品牛の母牛の繁殖能力は、次の1) 2)のいずれかを満たすことを条件とする。
 - 1) 高等登録牛であること。
 - 2) 基本または本原登録牛の場合は、次の条件を満たすもの。
 - (1) 初産月齢は28ヶ月齢以内であること。
 - (2) 分娩間隔の育種価または期待育種価が本県の平均以上であるか、分娩間隔が400日以内であるもの。

第3条 第8区（去勢肥育牛）

- 1 出品者は、和牛改良組合員又は、和牛改良組合のある農協の畜産部会員とする。
- 2 出品牛は子牛登記証明書を有し、自県産であるもの。なお、最終審査への県からの出品牛は2頭以内とし、一戸当たり単品1頭の出品とする。また、県から2頭出品する場合には、母牛は異なるものとする。
- 3 出品牛の父牛は、平成22年10月1日以降生まれとし、その産肉能力は、本原登録牛または高等登録牛であることを条件とする。ただしこれ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。
- 4 出品牛は、和牛改良組合のある地域内での自家産による一貫又は地域内での生後6ヵ月までに導入した牛であること。

(出品申し込み)

第4条 出品を希望する農家は別添様式に基づき、発育調査に係る第一次選抜が開始される令和4年1月31日迄に農協を通じて別添「出品申込書」にて申し込みをすること。

(その他)

第5条

- 1 出品対象牛及び候補牛で審査対象に選ばれなかった牛については、出品委員が対象農家に通知する。
- 2 この規定以外の出品条件については、「第12回全国和牛能力共進会出品条件の詳細」に準ずるものとする。
- 3 この規定の詳細に定めていない事項に抵触するものを出品希望する場合は、委員会と協議すること。

附則 この規定は、平成21年9月15日より施行する。
この規定は、平成26年8月5日より施行する。
この規定は、平成29年8月10日より施行する。
この規定は、令和元年6月12日より施行する。